ソーシャルメディアコミュニケーションポリシー

1) ソーシャルメディアコミュニケーション

ソーシャルメディアコミュニケーションとは、ソーシャルメディアプラットフォームを介して行われるコミュニケーションのことを指します。ソーシャルメディアとは、Facebook、Pinterest、Instagram、YouTube、X(旧 Twitter)、TikTok、ブログ、ホームページ、ポッドキャスト、ライブストリーミング、モバイル・アプリケーション、広告、掲示板/フォーラム、デジタルイベントなどを指しますが、この限りではありません。なお、電子メールおよび SMS(ショートメッセージサービス)は含まれません。

2) 規約と関連法規の遵守

WA は、当社のビジネス、製品またはサービスに関する直接的または問接的なすべてのソーシャルメディアコミュニケーションについて、ドテラの倫理規定およびポリシーマニュアルを遵守しなければなりません。また、オンライン上の各種プラットフォームの利用規約を守らなければなりません。WA は、ソーシャルメディアを通じてビジネスに関連する情報を共有する際には、特定商取引法における連鎖販売取引にまつわる規定やその他の関連法規を遵守し、誠実、正確、透明の原則を守ることが重要です。当社は、WA のソーシャルメディアコミュニケーションについて、削除、取消、消去、修正、その他いかなる是正も求めることができます。

3)スパムの禁止

WA は、スパム行為をしてはなりません。スパム行為とはたとえば以下のようなことですが、この限りではありません。

- (1) 相手の許可なく、自身のメールアドレスや URL 等を含む電子メールを送信すること
- (2) 当社や当社製品に関係のない SNS グループ等に、自身のビジネス用メールアドレスを含むメッセージを投稿すること
- (3) 電子メールやニュースグループへの投稿に虚偽の「発信元」 情報を付加することで、そのメッセージが当社 または当社の WA ネットワークから送られたものであると誤解させること
- (4)WA の組織に属していない、または WA が過去にビジネスあるいはプライベートで交流関係をもったことのない人のリストに、許可なく電子メールや FAX を送信すること
- (5) 自身の組織内の WA に宛てたものを除き、当社に関する内容を一斉配信メールで送付すること、また、電子メールに虚偽の事実、収入に関する保証や強調、推奨文等を記載すること

4) コンテンツ(動画、音声、画像、ライブストリーミング等)

WA 自身で作成したコンテンツ(動画、音声、画像、ライブストリーミング等)は、WA が所有または管理するソーシャルメディアでのみ活用することができます。活用にあたっては、ポリシーマニュアル Section.10 広告および当社の知的財産の使用を遵守してください。

コンテンツの内容は、ドテラの倫理規定を理解したうえで、暴力的な表現、ヘイトスピーチ、性的な表現や迷惑行為を含むことなく、その他関連する法令や規則を遵守しなくてはなりません。また、コンテンツには次のものを含めることはできません。

- ・ 自身や他の WA の組織構成や、組織に含まれる WA の氏名等の個人情報
- ・機密および取扱いに注意が必要な情報
- · 当社公式発表以外の情報(特定のランク以上の WA が知りえた先行および限定的な情報を含む)

5) 商標の適切な使用

当社の公式および公認の Web サイトを除き、WA が所有または管理するソーシャルメディアのタイトル、サブタイトル、ヘッダー等に「dōTERRA(ドテラ)」の名称を使用してはなりません。たとえば URL に「dōTERRA(ドテラ)」を含むサイトや、当社の公式サイトに似せて作られたサイトは一切認められません。また、Facebook、Pinterest、Instagram、YouTube チャンネル、X(旧 Twitter)、TikTok 等のソーシャルメディアやブログについても、当社公式アカウント以外のアカウントやページに「dōTERRA(ドテラ)」の商標を冠することは認められません。詳しくは、ポリシーマニュアル Section.10 広告および当社の知的財産の使用を参照のうえ、遵守してください。

6) ビジネスの紹介

WA は、単独で所有または管理しているソーシャルメディア資産上で当社のビジネスを紹介することができます。ソーシャルメディアコミュニケーションを通じて当社のビジネスへ参加することを勧める内容を投稿する場合は、特定商取引法に定められた法定表示や、WA の氏名、住所、電話番号の表示が必要になります。また、特定の個人にWA になることを勧めるような内容のメッセージを送る場合には、特定商取引法に則り、WA の氏名と当社名、特定負担を伴うビジネスをお勧めしたいこと、当社が取り扱う製品やサービスの種類の 3 点(いわゆる三大告知義務)を最初に伝え、相手方の個人の承諾を得てからビジネスの紹介をしてください。

7) 勧誘における氏名、目的などの明示義務

ソーシャルメディアを通じて興味をもった個人からメッセージを受けた場合に、返信により WA になることを勧める 内容のメッセージを送る場合は、特定商取引法に則り、本項 6)で述べたとおり WA の氏名と当社名、特定負担 を伴うビジネスをお勧めしたいこと、当社が取り扱う製品やサービスの種類(三大告知義務)を必ず説明してくだ さい。また、特定負担についての契約を結ぶ前には連鎖販売業の概要を記載した書面(概要書面)を、また契約 の締結後は遅滞なく契約の内容を示す書面(契約書面)を交付することが義務づけられています。

契約書面の 12. 特定商取引法上のその他の重要事項を参照のうえ、遵守してください。

8) 製品の流通

WA は、ソーシャルメディアを通じて製品に興味を持った相手方へ、WA 所有のマイビジネスサイトもしくは当社公認サイトにて当社製品の販売を行うことができます。ただし、オンラインオークションやショッピングサイトにて販売することはできません。オンラインオークションやショッピングサイトとは、Yahoo!、Amazon、eBay、楽天市場、メルカリ、米国のWalmart.com、中国のAlibabaやTaobao.com、Tmall.com、Tencent関連サイト等を指しますが、この限りではありません。

9) 製品やビジネスの表現

ソーシャルメディア上で製品やビジネスについて言及する際には、過度な誇張や虚偽があってはなりません。WA は当社製品を偽りなく紹介するものとし、医療診断的な、または治療もしくは治癒を示唆した、あるいは誇張した説明を行ってはなりません。

また当社の報酬プランについても、正確な情報を提供し、報酬プランに基づいて得られる可能性のある収入について正直に説明してください。自身の収入額を相手も確実に得られるかのような説明はせず、またボーナス明細書を勧誘資料として使用してはなりません。特定負担および特定利益についても正確な情報を提供し、事実不告知、不実告知、および断定的判断の提供をしてはなりません。